

令和 8 年第 8 回金沢市農業委員会総会

議 事 録

- 1 日 時 令和 8 年 8 月 2 5 日（火）午後 3 時～午後 4 時
- 2 場 所 金 沢 市 第 二 本 庁 舎 2 3 0 1 会 議 室
- 3 議 件 「令和 8 年第 8 回金沢市農業委員会総会議案書」
のとおり
- 4 出席者 別紙のとおり
(農業委員 1 9 名、農地利用最適化推進委員 9 名、
事務局 3 名)
- 5 議 事 別 紙 の と お り

令和8年第8回金沢市農業委員会総会出欠者名簿

農業委員

	委員氏名	出欠		委員氏名	出欠		委員氏名	出欠
1	井口 栄市	○	8	福井 伸一	○	15	前川 薫	○
2	山下 一	○	9	田辺 善郎	○	16	北本 久一	○
3	竹内 美子	○	10	矢野 典子	○	17	中野 雅代	○
4	高村 雅一	○	11	上野 一也	○	18	川端 満	○
5	虎本 直樹	○	12	山川 叔枝	○	19	吉本 尚紀	○
6	山口 範子	○	13	元林 秀夫	○	出席 19 名		
7	二口 和忠	○	14	中田 豊	○	欠席 名		
						計 19 名		

農地利用最適化推進委員

	委員氏名	出欠		委員氏名	出欠		委員氏名	出欠
1	木村 謙一	○	5	梅木 薫	○	9	鮎岡 亨	○
2	吉田 勝美	○	6	山村 哲夫	○	出席 9 名		
3	山岸 良一	○	7	山崎 弘	○	欠席 名		
4	堀越 一彦	○	8	菊知 亮	○	計 9 名		

農業委員会事務局

	氏名・役職		氏名・役職		氏名・役職
1	大井川事務局長	3	畑山係長		
2	山口事務局次長				

別紙

事務局長	定刻となりましたので、令和８年第８回金沢市農業委員会総会を開会いたします。 金沢市農業委員会憲章を唱和いたしますので、ご起立願います。 前文を朗読しますので、前文に引き続きご唱和願います。
	(憲章の唱和)
事務局長	どうもありがとうございました。ご着席ください。 はじめに、井口会長よりご挨拶をお願いします。
会 長	(挨 拶)
事務局長	ありがとうございました。 では、これより農地部門の議案審議に入ります。 この会議の議長は、金沢市農業委員会会議規則第４条の規定により、会長が務めることになっております。 会長よろしく願います。
会 長	それでは議事の方を進めてまいります。 本日の出席委員数は、ただいまのところ１９名であります。よって、総会の定足数に達しておりますことをご報告いたします。 また、推進委員の出席者は９名であります。 なお、本日の議事録署名委員には、山口委員と、福井委員を指名いたします。ここで議案審議に入る前に、会長が行う議長の職務の一部を副会長に委任することについて、お諮りいたします。 農地部門、農政部門に関する議事につきましては、それぞれ農地小委員会、農政小委員会の委員長を兼務する副会長に議長をお願いし、その専門的な立場から会議を進めた方がよいと思われませんがいかがでしょうか。
	(異議なしの声)

会 長	ご異議なしと認め、本件はそのように決定いたします。 それでは、ただ今から農地部門の議案審議に移ります。 川端副会長、議長をお願いします。
川端副会長	円滑な議事の進行に努めたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。 それでは、お手元の議案書をご覧ください。 最初に、令和８年第７回総会での議決事項に関する事務処理状況について、事務局から報告願います。
事務局	令和８年第７回総会での議決事項に関する事務処理状況について、ご報告します。 農地法第３条許可申請６件については、７月２８日付けで許可書を交付しております。 農地法第４条許可申請２件については、７月２８日付けで知事あてに送付し、８月２１日付で許可書を交付しております。 農地法第５条許可申請２件については、７月２８日付けで知事あてに送付し、８月２１日付で許可書を交付しております。 非農地証明願２件については、７月２８日付で証明書を交付しております。 農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定については、７月２８日付けで金沢市長あて回答しております。 なお、当該計画の認可は、８月下旬の予定です。
川端副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、議案審議に入ります。 議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請について、上程いたします。

	事務局、これについて説明願います。
事務局	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 議案書は 1 ページから 2 ページです。 今回、額地区、川北地区から各 1 件、小坂（千坂）地区、河北潟地区から 2 件、二塚地区から 3 件、合計 9 件の申請がありました。 番号 1 は、大額町の案件で、経営規模の拡大ため、所有権を移転するものです。 番号 2 は磯部町、番号 3 は金市町の案件で、いずれも経営規模の拡大ため、賃借権を設定するものです。 番号 4 は、横枕町の案件で、生前贈与のため、所有権を移転するものです。 番号 5 及び番号 6 は、湖南町の案件で、いずれも経営規模の拡大のため、所有権を移転するものです。 なお番号 6 に関しては、所有者からあっせんの申出を受け、金沢市農業委員会農地移動適正化あっせん基準に基づき、川端委員をあっせん委員として指名し、適正にあっせん活動を行った上で当該申請に至ったものです。 番号 7 は、赤土町の案件で、生前贈与のため、所有権を移転するものです。 番号 8 及び番号 9 は、稚日野町の案件で、経営規模の拡大のため、所有権を移転するものです。 以上、9 件で、面積は合計 35,307 m²です。いずれも農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 ご審議の程、よろしくお願いいたします。
川端副会長	番号 6 について、私があっせん委員を務めましたので報告いたします。 譲受人については、認定農家として湖南町地内等に広く耕作実績があり、耕作面積もあっせん基準面積を大幅に上回っ

	ておりますので、金沢市農業委員会農地移動適正化あっせん基準に基づき、適正にあっせんを行いました。 売買が成立した際には、同基準に基づいてあっせん調書を作成し、追って総会で報告いたします。 それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおりに許可することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声)
川端副会長	ご異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおりに許可することに決定いたします。 次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、及び議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、関連がありますので、一括して上程いたします。 事務局、これについて説明願います。
事務局	まず、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、ご説明いたします。 議案書は3ページです。地図と併せてご覧ください。 今回、薬師谷地区から1件の申請がありました。 番号1は、河原市町の案件で、駐車場への転用申請です。 農地の区分は、北陸自動車道森本インターチェンジから300m以内にあることから第3種農地と判断されますので、原則許可できるものと考えます。 なお、現地はすでに駐車場として使用されているため、所有者より始末書が提出されています。 以上 1件で、面積は108㎡です。

	次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、ご説明いたします。 議案書は4ページです。地図と併せてご覧ください。 今回、小坂（千坂）地区、森本地区から各1件、合計2件の申請がありました。 番号1は、田中町の案件で、所有権移転を伴う分家住宅への転用申請です。 農地の区分は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、集落に接続して設置される住宅であることから許可相当であると考えます。 番号2は、南森本町の案件で、使用貸借による権利の設定を伴う分家住宅への転用申請です。 農地の区分は、上下水管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道区域で500m以内に県立金沢向陽高校とまどかこども園があることから第3種農地と判断されますので、原則許可できるものと考えます。 以上、2件で、面積は708㎡です。 ご審議の程、よろしくお願いいたします。
川端副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑に入る前に申請案件について現地調査を行っておりますので、吉田委員から調査結果をご報告願います。
吉田委員	8月19日、現地調査を行い、申請書のとおりであることを確認したので、ご報告いたします。
川端副会長	ありがとうございました。 続いて、地区担当委員による現地調査について、事務局から報告願います。
事務局	地区担当委員の山崎委員、中田委員、菊知委員には、別途、現地調査を行っていただき、申請書のとおりであることを確認いただいております。

川端副会長	それでは、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見決定について、及び議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおりにより許可することが相当であると決定することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声)
川端副会長	ご異議なしと認め、議案第 2 号及び議案第 3 号は、原案のとおりにより許可することが相当であると決定いたします。 次に、議案第 4 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、上程いたします。 事務局、これについて説明願います。
事務局	議案第 4 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、ご説明いたします。 議案書は 5 ページです。 今回、森本地区から 1 件の申請がありました。 現地の状況につきましては、8 月 17 日、事務局が現地調査を行い、申請地すべてにおいて、申請どおり耕作されていることを確認しております。 また、近隣地区担当委員は、菊池委員であります。当議案の当事者であることから、隣接地区担当の吉本委員には、別途、現地調査を行っていただき、申請書のとおりであることを確認いただいております。 以上、1 件で、面積は 2,319 m²です。 ご審議の程、よろしくお願いします。
川端副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、 今回の議案第 4 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、申請人が菊知委員となっている案件でございます。

	す。 このため菊知委員は、農業委員会法第 31 条第 1 項の規定に準じ、この議事に参与することができませんので、ご退席をお願いします。 (菊知委員 退席) この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第 4 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声)
川端副会長	ご異議なしと認め、議案第 4 号は、原案のとおり証明することに決定いたします。 それではここで、菊知委員にご着席していただくこととします。 (菊知委員 着席) 次に、議案第 5 号 非農地証明願について上程いたします。事務局、これについて説明願います。
事務局	議案第 5 号 非農地証明願について、ご説明いたします。 議案書は 6 ページです。 今回、小坂地区から 1 件の申請がありました。 番号 1 は、釣部町の案件で、山間地等にある農地が長期間の不耕作により荒廃し、農地としての復元が著しく困難であることから申請があったものです。 以上、1 件で、面積は 711 m²です。 ご審議の程、よろしくお願いします。
川端副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)

川端副会長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第 5 号 非農地証明願については、原案のとおりに証明することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声)
川端副会長	ご異議なしと認め、議案第 5 号は、原案のとおりに証明することに決定いたします。 次に、議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について上程いたします。 事務局、これについて説明願います。
事務局	議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について、ご説明いたします。 議案書は 7 ページから 9 ページです。 本件は、金沢市から、農用地利用集積等促進計画案について、同法第 19 条第 3 項の規定により、本委員会に意見を求められているものです。 利用権設定について、才田及び河北潟地区、三谷地区から各 1 件の申出がありました。使用貸借権を設定する、契約期間が 10 年の新規設定が 1 件、賃借権を設定する、契約期間が 5 年の再設定及び新規設定が 1 件です。 なお、番号 2 は、農地の登記名義人が亡くなっており、農地法第 33 条第 1 項の規定による探索を行ってもなお、その農地の所有者等を確認することができなかったことから、同法第 33 条第 2 項の規定により 2 か月間の公示を行い、所有者等から申出がなかったため、知事裁定により公益財団法人いしかわ農業総合支援機構が利用権を取得した農地となります。 以上 2 件で面積は合計 44,916 m²です。 ご審議の程、よろしくお願いいたします。
川端副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関し

	て、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について、金沢市長あて、特に意見がない旨、回答することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声)
	ご異議なしと認め、議案第 6 号は、金沢市長あて、特に意見がない旨、回答することに決定いたします。 続きまして、報告事項にまいります。 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号及び報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	報告第 1 号及び第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号及び第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について、ご報告いたします。 議案書は 10 ページから 18 ページです。 届出件数は、第 4 条が 8 件で、面積は合計 2,765.99 m²、第 5 条が 20 件で、面積は合計 6,114 m²です。内容、転用目的については議案書に記載のとおりです。
川端副会長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、次に報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について、ご報告いたします。 議案書は 19 ページです。

	届出件数は1件で、面積は1,022 m ² です。内容、解約理由については議案書に記載のとおりです。
川端副会長	ただいま、事務局から報告がありました。この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、次に報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ご報告いたします。 議案書は20ページから21ページです。 届出件数は4件で、面積は合計5,034 m²、取得事由はいずれも相続で、あっせんの希望はありませんでした。
川端副会長	ただいま、事務局から報告がありました。この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、次に報告第5号 農地法制限除外の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	報告第5号 農地法制限除外の規定による届出について、ご報告いたします。 議案書は、22ページから23ページです。 農地法第5条の制限除外について、届出件数は2件で、面積3,513 m²です。電気事業法による、転用する行う場合で、電気事業者が、その事業に必要な工作物等の敷地に供するため権利を取得する場合の例外規定に基づくものです。
川端副会長	ただいま、事務局から報告がありました。この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、以上で、農地部門の予定の案件は、終了いたしました。

	慎重なご審議のうえ、円滑な議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。 それでは、これにて議長を交替いたします。
会 長	川端副会長、どうもありがとうございました。 引き続きまして、農政部門の議案審議に入ります。 北本副会長、議長をお願いします。
北本副会長	委員各位のご協力のもとに、会議を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 それでは、議案第 7 号 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について、上程いたします。 事務局、これについて説明願います。
事務局	議案第 7 号 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について、ご説明いたします。 本件は、金沢農業振興地域整備計画の変更に当たり、金沢市から本委員会に意見を求められているもので、議案書は、1 ページから 7 ページです。 2 ページをご覧ください。今回の変更は、三谷地区において、1,585 m²を農用地区域から除外し、小坂地区において、2,439 m²を農用地区域へ編入することに伴うものです。 なお、用途区分の変更はありません。 3 ページの土地の所在及び事業内容と併せて、4 ページの案件別の図面をご覧ください。 4 ページの番号 1 は、正部町において木材乾燥倉庫に転用する計画のもので、除外後の農地区分は第 2 種農地と判断されますが、申請地近隣の木材加工施設からの距離、木材を保管するために必要な面積などから、立地に代替性がないと認められるため、転用許可の見込みがあるものと考えます。 次に、5 ページの土地の所在と併せて、6 ページの案件別の図面をご覧ください。 6 ページの編入 1 は、「中山間地域等直接支払交付金」の対象となる農地であり、交付要件の 1 つとして農用地区域に含

	まれる必要があり、田または畑として農用地区域に編入するものです。 以上、ご審議の程よろしくお願いします。
北本副会長	ただいま、事務局より説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
北本副会長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第 7 号 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定については、金沢市長あて、異議がない旨、回答することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声)
北本副会長	ご異議なしと認め、議案第 7 号は、金沢市長あて、異議がない旨、回答することに決定いたします。 以上で、農政部門の予定の案件は終了いたしました。 委員各位のご協力に感謝を申し上げ、議長を交替いたします。
会 長	北本副会長、どうもありがとうございました。 それでは、協議・連絡事項に移りたいと思います。 事務局、説明をお願いします。
事務局	(資料に基づき、内容説明)
会 長	ただいま、事務局より説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
会 長	それでは最後に、8 月中の農業委員の相談・活動内容について、活動されました各委員から報告がありますので、説明をお願いします。
各委員	(各委員から報告)
会 長	ただいま、各委員から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)

会 長	ほかに何かありますでしょうか。 なければ、これで会議を終了させていただきます。 委員の皆さん、ありがとうございました。
事務局長	井口会長、どうもありがとうございました。 それでは、最後に、二口副会長に閉会のご挨拶をお願いいたします。
二口副会長	(副会長挨拶)
事務局長	二口副会長、どうもありがとうございました。 委員の皆様には、本日はご苦勞様でございました。 以上で、散会といたします。